
令和5年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

令和5年3月17日(金)

1. 議事日程第5号

令和5年3月17日(金) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
 - 第 2 討論
 - 第 3 採決
 - 第 4 発議
議員発議
 - 第 5 議員派遣について
 - 第 6 委員会の継続調査について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
 - 日程第 2 討論
 - 日程第 3 採決
 - 日程第 4 発議
議員発議
 - 日程第 5 議員派遣について
 - 日程第 6 委員会の継続調査について
-

出席議員(14名)

1 番	横山弘康	2 番	衛藤和敏
3 番	河島公司	4 番	細井良則
5 番	松下善法	6 番	小幡幸範
7 番	松本真由美	8 番	石井龍文
9 番	宿利忠明	10 番	河野博文

11番 秦 時 雄

12番 高 田 修 治

13番 藤 本 勝 美

14番 大 野 元 秀

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 衛 藤 正

議事庶務班主幹 秦 久里子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宿 利 政 和

副 町 長 秋 吉 一 徳

教 育 長 梶 原 敏 明

総 務 課 長 山 本 恵 一 郎

みらい創生課長 横 山 芳 嗣

商工観光政策課長 藤 井 正 盛

基地・防災対策課長
兼契約検査課長 宿 利 明 徳

税 務 課 長 穴 井 陸 明

福祉保険課長 臼 木 寛 章

子育て健康支援課長 工 藤 尚 之

建設水道課長 長 柄 義 正

農 林 課 長 兼
農 業 委 員 会
事 務 局 長 藤 原 八 栄

人権確立・
部落差別解消
推 進 課 長 小 野 英 一

会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 兼
住 民 課 長 長 尾 真 吉

教育政策課長 秋 好 英 信

GIGAスクール
推 進 室 長 兼
教 育 政 策 課
指 導 企 画 監 衛 藤 公 彦

社会教育課長兼
中央公民館長兼
B & G 海 洋
セ ン タ ー 所 長 和 田 育 男

わらべの館館長兼
久留島武彦
記 念 館 事 務 局 長 武 石 洋 子

給食センター所長 高 倉 徹

総務課長補佐兼
行 政 班 主 幹 神 田 裕 一

監 査 委 員 河 野 好 美

午前10時00分開議

○議 長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

今週の13日からマスクの着用は個人の判断に委ねられましたが、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内においては、飛沫防止シールド設置場所以外はマスク着用と
していますので、御理解と御協力をお願いします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入室時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、白いカバーのある席の利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

また、本日はタブレット操作補助のため、支援職員の議場内入場を許可しています。

大分県聴覚障害者協会から写真撮影の申出がありましたので、これを許可しています。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

○議長（大野元秀君） 日程第1、委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、予算常任委員会の報告を求めます。

予算常任委員会委員長松本真由美君。

○予算常任委員長（松本真由美君） 皆さん、おはようございます。

予算常任委員会報告。

令和5年第1回玖珠町議会定例会において、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案第2号から議案第14号までの13議案について、3月6日、7日、8日の3日間、執行部出席の下、審査した結果を報告します。

予算常任委員会は、全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化します。

1 議案第2号 令和4年度玖珠町一般会計補正予算（第8号）

総務課長から当該議案について概要説明があり、その後、担当課長から科目ごとの説明を受けました。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,326万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ113億572万2,000円とするものです。

また、繰越明許費、債務負担行為、地方債について、それぞれ補正するものです。

主要な事業の補正金額は次のとおりです。

○特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする事業の基金積立て2億7,544万2,000円

○災害復旧事業費マイナス1億8,190万2,000円

○物価高騰対策応援給付金事業7,050万円

○その他、決算見込みによる調整

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第3号から議案第7号までの令和4年度各特別会計及び水道事業会計補正予算については、いずれも決算見込みによる補正です。

議案第3号 令和4年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和4年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第5号 令和4年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第6号 令和4年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第7号 令和4年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）

審査の結果、以上の5議案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第8号 令和5年度玖珠町一般会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96億2,000万円、前年度に比べ5億2,500万円の減額、伸び率はマイナス5.17%となっております。

予算の方針として、

○アフターコロナを見据えた基盤づくりとして、新たなデジタル社会に対応したシステムの構築を図る

○災害からの復旧・復興をはじめ国土強靱化に向けた環境整備、さらに、町民が安全・安心して暮らせる環境づくりを推進する

○地域産業振興に積極的に取り組み、最先端技術を活用した宇宙ビジネスを含めた総合的なブランド化を目指し、町の活性化に向けて支援を行う

○多くの町民が参加しやすいまちづくりの仕組みを構築し、協働参画のまちづくりを推進する。また、人口減少対策として、若者の仕事を確保する企業誘致と子育てしやすい環境を整える

以上のような説明を受けました。

委員会の審議における附帯意見。

行政の執行に当たり、本委員会での議論や意見を十分に参酌され、住民福祉の向上に向け事業や行政サービス等、速やかに取り組まれることを望みます。また、町債の新規発行の抑制や優良債を活用するなど将来の負担にならないよう努めていただくことを要望いたします。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、

議案第9号 令和5年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第10号 令和5年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算

議案第11号 令和5年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第12号 令和5年度玖珠町介護保険事業特別会計予算

議案第13号 令和5年度玖珠町簡易水道特別会計予算

議案第14号 令和5年度玖珠町水道事業会計予算

について、審査の結果、以上の6議案は各特別会計及び水道事業会計の当初予算であり、執行部より詳細にわたる説明を受け、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案13件の審査結果の報告を終わります。

なお、予算常任委員会委員より出された様々な質疑応答については別紙に添付しておりますので、執行部においては、これを真摯に受け止めて予算の執行に反映されますことを申し添えます。

○議長（大野元秀君） 予算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

予算常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務建設農林常任委員会の報告を求めます。

総務建設農林常任委員会委員長高田修治君。

○総務建設農林常任委員長（高田修治君） 総務建設農林常任委員会報告。

令和5年第1回玖珠町議会定例会において、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案10件について、3月9日、執行部出席の下、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第17号 玖珠町個人情報保護法施行条例の制定について

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める条例を制定するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）個人情報を加工して提供するとあるが、どのような加工、提供となるのか。

（答）匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことを言います。具体的には、氏名を削除、住所を削除または県名市町村名までに置き換える、年生年月日の削除または日を削除し、生年月日に置き換えるなどです。現時点では提供を考えていません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第18号 玖珠町情報公開条例の一部改正について

本案は、玖珠町個人情報保護法施行条例の制定により、必要な条例の整備を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第19号 玖珠町手数料条例の一部改正について

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正で定められました利用手数料を追加するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第20号 玖珠町行政組織条例の一部改正について

本案は、基地・防災対策課から交通安全及び防犯に関する事務を、住民課の分掌事務に変更するものです。住民課環境政策班の2名体制を解消し、班の体制を整えるため事務を移管します。

(問) 行財政改革、事務改善が行われていない中、毎年、部分的な変更がされ住民は分かりにくい。住民の立場に立った組織が議論されたのか。

(答) 議論はしていますが、いろいろな条件が重なり、限られた条件の中で最もよい体制と判断したところです。

(問) 環境政策班の名称は、今後どうなるのか。

(答) まだ決まっていません。

(問) 環境政策班は1名増えるが、基地・防災対策課は何名になるのか。

(答) 今のところ決まっていません。

交通安全等の事務は、基地・防災対策課より住民課のほうが適切かと考え、住民課に移すことに賛成ですとの賛成討論がありました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

5 議案第21号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、教育委員会の事務点検・評価を行うに当たり、新たに玖珠町教育委員会事務点検・評価委員会を設置することにより委員の報酬を定めるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 教育委員会の事務点検は、以前どこで行われていたか。

(答) 玖珠町総合教育審議会の部会で対応していました。報酬は、総合教育審議会で定められていました。

(問) 事務点検・評価委員会は、年に何回開催されているか。

(答) 年に1から2回程度開催して、事務点検・評価をしていただいています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第22号 玖珠町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

本案は、私有車の公務使用を明確にするとともに現状に即した車馬賃とするものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 私有車を使用する場合は、保険加入などの安全管理がきちんと定められているか。

(答) これまで安全管理の基準はありましたが、さらに規程として整備します。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第23号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、ジャンボこいのぼり管理基金及び地域の元気臨時交付金基金事業が終了したため、当該基金を削除するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 今回整備するこいのぼり以外の他のこいのぼり 2 体の整備予定はないか。

(答) 現在、予定はありません。新たに整備する場合は、基金で対応するか、他の方法で対応するかを検討します。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第25号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第32号 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、町営十五駄団地の用途廃止に伴い、条例を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第34号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について（山田今村地区）

本案は、旧慣使用者が高齢化及び後継者不足等により土地の管理が難しくなり、旧慣使用林野を使用する権利の放棄の申入れであったため、旧慣による公有財産の使用権の廃止について、議会の議決を求めるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 今村地区だけが抜けるということか。

(答) そのとおりです。他の寺村地区、中塚脇地区、田中地区は残ります。

(問) 個人で抜けるということはできるか。

(答) 地区として入っているので、個人ということではできません。

(問) 今後のようなケースが増えてくるが、残地はどのようにするのかを森林組合などと相談して対応する必要があるのではないか。

(答) アンケート調査を行い、今後の意向を確認しています。そのようなことを検討する必要があると考えています。

(問) 放棄するところが増えてくると思われるが、不公平にならないよう基準を設けるべきではないか。

(答) 検討します。

(問) 今後、世代が代わり、分からなくなった場合はどうするのか。

(答) 地区としての権利であり、町外に出れば権利はなくなります。また、一度離れた人の権利が復活することはありません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案10件について、審査結果の報告を終わります。

○議 長（大野元秀君） 総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、企画民生教育常任委員会の報告を求めます。

企画民生教育常任委員会委員長松下善法君。

○企画民生教育常任委員長（松下善法君） 企画民生教育常任委員会報告。

令和5年第1回玖珠町議会定例会において、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案9件について、3月10日、執行部出席の下、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第16号 玖珠町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

本案は、令和3年9月27日に議決した玖珠町過疎地域持続的発展計画（令和3年度から令和7年度までの5か年）の（3）計画24項の事業内容に、三日月の滝公園整備事業を加えるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）あずまやとトイレの整備以外には、整備計画はあるか。

（答）現時点では、あずまやとトイレの整備以外は計画していません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第24号 玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、自治区（堤、車谷、小野原1、小野原4自治区）の合併に伴い堤・車谷集会所を廃止するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）合併後は、どこの公民館を使用するのか。

（答）日出生地区南部コミュニティセンターを使用します。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第26号 玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本案は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、所要の条例から懲戒に関する事項を削除するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）民法で言う懲戒権とは、どのようなものか。

（答）身体的虐待と解釈されるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第27号 玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本案は、国の省令の改正に伴い、①「児童の安全の確保」に関する内容を追加、②バスの送迎に当

たつての安全管理の徹底に関わる規定を追加するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 送迎バスの安全管理に関する事項に関わる部分で、町内に対象となる送迎バスは何台あるのか。

(答) 3台あります。

(問) どのような安全装置を導入するのか。

(答) 国の送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リストから、送迎バスの型式等に合ったものを各園が導入いたします。

(問) 国・県から補助金があると聞いたが、補助率はどれぐらいか。

(答) 国庫補助10分の10です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第28号 玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法、そのほかの関係法律及び行政組織に関する法律の整備に係る所要の条例を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第29号 玖珠町国民健康保険条例の一部改正について

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 出産育児一時金の増額分は、今後、補正予算で対応するのか。

(答) 法令等の改正の情報があったので、当初予算に計上しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第30号 玖珠町要介護者等介護手当支給条例の一部改正について

本案は、要介護者の介護度が要介護3の場合の要介護者の定義を明確にするため、第2条第1号に次のただし書「ただし、要介護3と判定された者は、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上であると医師の証明を受けた者に限る。」を加えるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 今回の改正で、要介護者等介護手当が支給されなくなる者はいないのか。

(答) 基準が変わるわけではないので、支給されなくなる方はいません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第31号 玖珠町手話言語条例の制定について

本案は、広く意思疎通を図るための手段としての手話の普及を図り、失聴者、難聴者、中途失聴者等が社会参加できる暮らしやすい社会の実現を目指すことを目的に、この条例を制定するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 今回の条例を制定するに当たり、パブリックコメントを行ったか。

(答) 今回の条例制定については、パブリックコメントは行っていません。

(問) 今後、手話のできる職員の配置計画を考えているか。

(答) 現時点では考えていませんが、今後検討したいと思います。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第33号 玖珠町小学校の設置に関する条例の一部改正について

本案は、休校中の玖珠町立森中央小学校相之迫分校、玖珠町立杉河内小学校、玖珠町立春日小学校を閉校するため、第2条の表中から当該小学校を削除するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 閉校の前に地元説明会を行ったのか。

(答) 地元説明会を行い、閉校に対する理解をいただきました。

(問) 閉校になった小学校の利活用は、どのようになるか。

(答) 今後の管理が総務課管財班に変わりますので、担当課で地域や企業と調整していくことになります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案9件の審査結果の報告を終わります。

○議 長（大野元秀君） 企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議 長（大野元秀君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 議案第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 4 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 5 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 6 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 7 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 8 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 9 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 10 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 11 号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第 12 号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第25号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第34号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (大野元秀君) 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

- 議 長 (大野元秀君) 日程第3、これより採決を行います。

最初に、議案第2号、令和4年度玖珠町一般会計補正予算(第8号)について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号から議案第7号の5議案は、令和4年度玖珠町各特別会計並びに水道事業会計の補正予算です。反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野元秀君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第7号までの5議案は、一括して採決することに決しました。

議案第3号から議案第7号までの5議案については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第3号から議案第7号までの5議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和5年度玖珠町一般会計予算について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第14号の6議案は、令和5年度玖珠町各特別会計並びに水道事業会計の当初予算です。反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大野元秀君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第14号までの6議案は、一括して採決することに決しました。

議案第9号から議案第14号までの6議案については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第9号から議案第14号までの6議案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号、玖珠町過疎地域持続的発展計画の一部変更について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、玖珠町個人情報保護法施行条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、玖珠町情報公開条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、玖珠町手数料条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、玖珠町行政組織条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、玖珠町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、玖珠町基金条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、玖珠町要介護者等介護手当支給条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、玖珠町手話言語条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、玖珠町小学校の設置に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、旧慣による公有財産の使用権の廃止について(山田今村地区)について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和4年度玖珠町一般会計補正予算(第9号)について、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(大野元秀君) 起立全員です。

よって、議案第35号は、可決されました。

次に、議案第36号、令和5年度玖珠町一般会計補正予算(第1号)について、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、議案第36号は、可決されました。

日程第4 議員発議

・ 玖珠町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の制定について

○議長（大野元秀君） 日程第4、議員発議を議題とします。

タブレットに配信のとおり、発議第1号、玖珠町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の制定についてが提出されています。これを直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

発議第1号、玖珠町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の制定について、提出者の説明を求めます。

提出者、副議長小幡幸範君。

○副議長（小幡幸範君） 本定例会において、玖珠町議会議員全員の総意として、玖珠町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の制定について、議員発議を行います。

発議第1号

令和5年3月17日

玖珠町議会

議長 大野元秀 殿

提出者	玖珠町議会副議長	小幡幸範
賛成者	玖珠町議会議員	藤本勝美
々	々	高田修治
々	々	秦時雄
々	々	河野博文
々	々	宿利忠明
々	々	石井龍文
々	々	松本真由美
々	々	松下善法
々	々	細井良則
々	々	河島公司
々	々	衛藤和敏
々	々	横山弘康

玖珠町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の制定について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

本条例は、第1章総則から第6章罰則までの57条で構成されています。

この条例は、玖珠町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

続いて、提案理由としまして、国の法律改正により地方公共団体の個人情報保護制度は、法律の直接適用となりました。地方公共団体の議会は、国会等が法律による個人情報の取扱いに係る規律の対象とならないことと整合を図るため、地方公共団体の機関から除外されました。そのため、実施機関として条例を制定するものです。

以上です。

○議 長（大野元秀君） ただいま提出者から説明がありました。これについて質疑はありませんか。
（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 以上で討論を終わります。

小幡幸範君、自席へお戻りください。

これより採決を行います。

発議第1号、玖珠町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の制定について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（大野元秀君） 起立全員です。

よって、玖珠町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の制定については、可決されました。

日程第5 議員派遣について

○議長（大野元秀君） 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

今定例会より6月定例会までの議員派遣については、タブレットに配信のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、配信のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第6 委員会の継続調査について

○議長（大野元秀君） 日程第6、委員会の閉会中の継続調査について議題とします。

議会運営委員会及び基地対策特別委員会の委員長から、委員会の所管事務及び目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配信しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出が提出されています。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会、基地対策特別委員会の各委員長から申出のとおり、閉会中においても、所掌事務について継続調査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程及び今定例会の全ての日程を終了いたします。

ここで、町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、令和5年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、行政報告をさせていただきます。

まず、3月1日、くすまちメルサンホールで家庭教育講演会が開催されまして、PTAや青少年健全育成の関係者など約40名が参加されました。当日は、「はなちゃんのみそ汁」の作者であります安武信吾さんから講演を賜りまして、食を通しての子育てについて、実体験を織り交ぜた有意義なお話を伺えたところでございます。

3月4日、メルサンホールで、海上自衛隊佐世保音楽隊Springコンサートを開催いたしました。佐世保音楽隊は、活動方針であります「みなさまに愛され、親しまれる音楽隊」を掲げておられ、クリスマスコンサートや離島における演奏、小中高校生等を対象とした演奏指導など多種多様な音楽活動をされています。

当日は、コロナ禍でありましたけれども、3年ぶりのコンサートということもございまして、メル

サンホールに約630名が訪れまして、演奏を満喫されておりました。本格的な自衛隊の音楽演奏に触れる機会が少ないこともありまして、迫力のある生演奏や親しみ深い楽曲を聞くことができまして、心豊かに楽しいひとときとなりました。

3月5日でございますが、これも、くすまちメルサンホールで、令和4年度玖珠町民の日記念式典を開催し、玖珠町の発展に貢献されました4名と2団体の方々に表彰状と感謝状を授与いたしました。

式典に引き続きまして、愛媛県今治市村上海賊ミュージアムの学芸員であります田中 謙さんにより「海の来島・山の久留島～海賊から大名へ～」と題した記念講演を賜ったところでございます。日本最大の海賊の座を競い合った来島村上氏が近世大名久留島氏になるまでの軌跡をたどる内容で、大変興味深く拝聴させていただきました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

さて、今年、統一地方選挙の年でございます。

4月9日の大分県知事選挙並びに県議会議員選挙に引き続きまして、4月23日には、玖珠町議会議員選挙と参議院議員補欠選挙が予定されております。

この4年間、議員各位には、町や地域の発展のため、また、町民の皆さんの代弁者として議会活動に多大な御尽力を賜りました。

また、町政の推進に当たり、様々な場面で御理解と御協力を賜りましたこと、この場をお借りして心からお礼を申し上げます。

とりわけ、ここ数年間は、新型コロナウイルス感染症対策や豪雨災害対策に加えまして、昨今の物価高騰対策など、非常時における御対応が多かったと存じますが、常に町民目線を基本にしながら、執行部への叱咤激励、御指導、御鞭撻を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

そして、4月に再度、町民の皆様の御審判を受けられる議員各位には、町政発展、まちづくりに向けまして、再び住民の代表として、この議場においてお会いできることを心からお祈り申し上げたいと存じます。

さて、今定例会は、3月1日から本日まで17日間の会期でございましたが、議員各位には、公私ともお忙しい中、連日御出席を賜り、提案させていただきました令和5年度一般会計当初予算案をはじめ、追加議案を含め37案件につきまして、いずれの案件も御審議、御承認を賜りました。誠にありがとうございました。

一般質問の際に御指摘をいただきましたように、本会議をはじめ、各常任委員会でいただきました御意見等は、振り返り検討を行い、今後の事務事業や施策に反映できますよう努めてまいりたいと存じます。

さて、季節は日々暖かさを増して、春本番に向かっております。

桜の開花など、春の訪れが大変待ち遠しくありますけれども、この時期は、季節の変わり目でもございますので、議員各位におかれましては、体調管理に十分御留意をされ、引き続き御活躍されまことを願ひまして、玖珠町議会令和5年第1回定例会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（大野元秀君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

令和5年第1回玖珠町議会定例会は、去る3月1日開会以来、本日までの17日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におかれましては終始極めて真剣な御審議をいただきましたことに感謝申し上げます。

国内での新型コロナウイルスの感染者が確認されて3年が経過し、これまでの度重なる感染拡大や豪雨災害、物価高騰などにより非常に厳しい経済状況が続いている中ではありますが、政府は、今月13日からマスク着用は個人の判断に委ねることや、感染症法上の位置づけを、5月8日から、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることになりました。

3月3日に行われたくす星翔中学校の卒業式では、保護者や在校生等も出席して開催され、コロナ以前の状況に近づいてきています。

令和5年度こそは、新型コロナウイルス感染症を克服し、地域経済が活気にあふれ、玖珠町にとってすばらしい年になることを願うとともに、議員、執行部各位には、くれぐれも健康に留意され、それぞれの場において御活躍されますことを御祈念申し上げます。

結びに、3月31日付をもちまして定年を迎えられます職員の方々をはじめ、今期で退職されます職員の皆様には、長きにわたり町政発展のために御尽力いただき、議会を代表してお礼を申し上げます。今後の人生は、健康に留意され、培われた経験を生かし、まちづくりに格段の御協力をお願い申し上げます。長い間お疲れさまでした。

これをもちまして、令和5年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月17日

玖珠町議会 議長 大野元秀

署名 議員 小幡幸範

署名 議員 宿利忠明